

教育委員会の権限事務に関する教育長の臨時代理（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

教育支援課

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年3月23日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

沖縄県立高等学校等の授業料等の免除、減免、徴収の猶予その他の必要事項を定めた規則

2 改正の経緯及び必要性

令和2年度から、都道府県の修学支援事業を国が支援・奨励する観点から、「高等学校修学支援事業費補助金」に高等学校の専攻科が含まれることとなった。これまで、専攻科に通う生徒については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則により、授業料の減免が行われてきたが、国の補助事業を活用し、支援金を支給することから、代理受領の規定を整備し、あわせて減免対象から除外する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 就学支援金等の代理受領に高等学校の専攻科も含める。（第3条第1項関係）
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公 布 日 令和2年3月31日

施行年月日 令和2年4月1日

5 根拠法令

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年条例41号）

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>第1条（略）</p> <p>（免除又は減額の対象）</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、<u>倒産等</u>の家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であつて、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>保護者等の失職、倒産等の家計急変により、授業料等の納付が困難となった者</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(2) 沖縄県立高等学校等管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者</p>	<p>第1条（略）</p> <p>（免除又は減額の対象）</p> <p>第2条 授業料及び受講料（第4号に掲げる者においては、転学又は転籍の届出書を提出した月の授業料及び受講料に限る。以下「授業料等」という。）の免除を受けることができる者は、次項に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）の収入の状況に照らして、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給により当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者として政令で定める者が、保護者等の失職、<u>倒産</u>などの家計急変により、就学支援金の支給を受ける資格について認定される者の収入の状況と同等となり、授業料等の納付が困難となった者</p> <p>(2)～(6)（略）</p> <p>2 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了した者（以下「既卒者」という。）であつて、授業料等の免除又は減額を受けることができる者は次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受ける者と同一世帯内にある者。ただし、生業扶助として高等学校等就学費を受給している者を除く。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる者のほか、著しく生活困難な者の子弟</u></p> <p>(3) <u>災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により著しく生活困難となつた者の子弟</u></p> <p>(4) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき児童福祉施設に入所している者</u></p> <p>(5) 沖縄県立高等学校等管理規則第29条第2項に規定する留学の許可を受けた者</p>

③ 前2号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

(就学支援金等の代理受領)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があつたものとみなす。

(1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) 高等学校を退学した後再び高等学校に入学する場合において、国及び県が行う支援の対象となつた者

(3) 高等学校(専攻科に限る。)に在学する生徒であつて、その修学について国及び県が行う支援の対象となつた者

(徴収の猶予の対象)

第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となつた者

(2)・(3) (略)

第5条～第6条 (略)

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者等

と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第2項第2号に該当する者は、第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

⑥ 前各号に掲げる者のほか、経済的事情その他の理由により教育上特に免除又は減額の必要があると認める者

(就学支援金等の代理受領)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者の授業料等は、県が受給権者に代わって就学支援金等を代理で受領し、その有する当該受給権者の授業料等に係る債権の弁済に充て、受給月における納入があつたものとみなす。

(1) 法第4条の規定により法第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を受けた者

(2) 高等学校を中途退学し、再び高等学校に再入学する場合、国の支援制度より補助事業の対象となつた者

(新設)

(徴収の猶予の対象)

第4条 授業料等の徴収の猶予を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 災害、傷病、失業、営業不振その他の理由により学費の負担が困難となつた者

(2)・(3) (略)

第5条～第6条 (略)

(既卒者の免除又は減額の申請手続)

第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者(未成年の生徒についてはその者に對して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人又は後見人の職務を行う者、成年の生徒については主としてその者の学資を支弁する者をいう。以下同じ。)と連署した申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、第2条第2項第1号又は第4号に該当する者は第2号の書類の提出を、第2条第2項第5号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を要しない。

(1)～(3) (略)

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料等減免承認通知書（第5号様式）により校長に通知するものとする。

2 (略)

3 第2条第2項第2号に該当する場合は、校長は授業料等の免除の決定をすることができる。

4 (略)

第9条～第11条 (略)

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書（第10号様式）により教育委員会に報告するものとする。

(沖縄県立高等学校の入学料の減免)

第13条 沖縄県立高等学校の入学料（以下「入学料」という。）の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 推薦入学又は連携型中高一貫教育に係る入学の方法により志願し、選抜の結果不合格となつた者で、当該選抜が行われた年度と同一の年度内に入学者選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）により入学を志願するもの

(1)～(3) (略)

2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第2号、第3号又は第6号のいずれかに該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。

(1)・(2) (略)

3・4 (略)

(免除又は減額の承認及び通知決定)

第8条 教育委員会は、第6条又は前条の申請に基づき授業料等の免除又は減額の承認を行ったときは、授業料等減免承認通知書（第5号様式）により校長に通知するものとする。

2 (略)

3 第2条第2項第1号、第4号又は第5号に該当する場合は、校長は授業料等の免除の決定をすることができる。

4 (略)

第9条～第11条 (略)

(免除、減額又は徴収の猶予の取消し)

第12条 授業料等の免除、減額又は徴収の猶予を受けている者が、第2条第1項各号若しくは同条第2項各号又は第4条各号のいずれかに該当しなくなつたときは、校長は直ちに免除、減額又は徴収の猶予の取消しを行い、授業料等免除・減額・徴収猶予取消報告書（第10号様式）により教育委員会に報告するものとする。

(沖縄県立高等学校の入学料の減免)

第13条 沖縄県立高等学校の入学料（以下「入学料」という。）の免除又は減額を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 推薦入学又は連携型中高一貫教育に係る入学の方法により志願し、選抜の結果不合格となつた者で、当該選抜が行われた年度と同一の年度内に入学者選抜のための学力検査（以下「学力検査」という。）により入学を志願するもの

(2) 学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に志願する者（学力検査を受験しなかつた者を除く。）

2 (略)

3 入学検査料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者にあつては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学検査料減免申請書（第11号様式）に入学検査料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学検査料の減額を受けようとする者にあつては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学検査料減免申請書（第11号様式）を添えて、志願する高等学校の校長に提出しなければならぬ。

4 (略)

第14条 (略)

(証明手数料)

第15条 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料は、校長が次の各号のいづれかに該当する証明書を、在学する生徒以外の者に発行するときに、そのつど徴収する。ただし、沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校の卒業者が卒業した月の末日までに卒業した当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第16条 (略)

(2) 学力検査による選抜の結果、合格者の数が学科の定員に達しない場合に再度募集が行われるときの当該募集（以下「第2次募集」という。）に志願する者（学力検査を受験しなかつた者を除く。）

2 (略)

3 入学検査料の免除又は減額を受けようとする者は、第1項第1号に該当する者にあつては、学力検査に係る入学志願書を提出する際に入学検査料減免申請書（第11号様式）に入学検査料の支払いを証明する書類を添えて、同項第2号の規定により入学検査料の減額を受けようとする者にあつては、第2次募集に係る入学志願書を提出する際に入学検査料減免申請書（第11号様式）を添えて、志願する高等学校の校長に提出しなければならぬ。

4 (略)

第14条 (略)

(証明手数料)

第15条 沖縄県立高等学校及び沖縄県立中学校の証明手数料は、校長が次の各号のいづれかに該当する証明書を、在籍する生徒以外の者に発行するときに、そのつど徴収する。ただし、沖縄県立高等学校又は沖縄県立中学校の卒業者が卒業した月の末日までに卒業した当該学校に証明を申請する場合は、この限りでない。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第16条 (略)

(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。